

機密保持規定

お申込者様

日本エクイティバンク株式会社

当社は、お申込者様が当社の提供する承継保証サービス【グリット】（以下「本サービス」という。）の利用を申し込むにあたり、当社所定の審査および本サービスの提供を目的（以下「本目的」という。）として、お申込者様から当社に開示される情報等の機密保持に関し、次のとおり誓約する（以下かかる誓約によりお申込者様および当社の間で成立する契約を「本契約」という。）。

第1条（目的）

当社は、本目的に必要なと認められる情報の開示をお申込者様から開示を受けるものとする。

第2条（秘密情報の定義）

1. 本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他方法を問わず、当社に開示された、お申込者様の営業上、技術上その他業務上の一切の情報（本契約の内容および締結ならびに本目的に関する打ち合せ、交渉または取引の事実、過程または結果を含む）をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に該当しない。
 - (1) お申込者様から開示される以前に公知であったもの
 - (2) お申込者様から開示された後に、当社の責めによらず、公知となったもの
 - (3) お申込者様から開示される以前から当社が保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
 - (5) お申込者様から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの

第3条（秘密保持義務）

1. 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって、秘密情報を厳重に保管および管理するものとする。
2. 当社は、秘密情報の取扱いを本目的の達成に必要な範囲の自己の役員または従業員に限定させるものとし、本目的以外のいかなる目的にも秘密情報を使用しないものとする。
3. 当社は、事前に書面によるお申込者様の承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。
4. 当社は、お申込者様からの請求があった場合、自己の秘密情報の取扱い状況について、お申込者様に報告しなければならない。

5. 当社は、秘密情報の漏洩若しくは紛失等が発生したと認識し、または発生したおそれがあると判断したときは、その原因の如何にかかわらず、直ちにお申込者様に報告しなければならない。

第4条（第三者への開示）

1. 当社は、事前にお申込者様の承諾を得た場合のほか、次の各号に掲げる第三者に秘密情報を開示することができる。
 - (1) 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士その他の本目的遂行のために必要な専門家
 - (2) 本目的遂行のために必要な自己の関係会社（会社法第2条第3号の「子会社」および同法同条第4号の「親会社」ならびに自己の「親会社」の「子会社」を範囲とする）の役員または従業員
 - (3) お申込者様を担当する当社販売パートナー
2. 前条および本条第1項の規定にかかわらず、当社は、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合、事前にお申込者様に通知の上、合理的な範囲内で秘密情報を開示することができる。なお、法令に基づき事前の通知が制限されるときは、開示後遅滞なく、通知するものとする。

第5条（個人情報の保護）

当社は、秘密情報の中に個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定めるものをいう。）が含まれている場合、個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、滅失、毀損、盗難、漏洩、流出等のないように万全の措置を講じるものとする。

第6条（秘密情報の返還）

1. 当社は、本契約が終了したときまたはお申込者様から要求があったときは、秘密情報をお申込者様の指示に従い、返還または破棄するものとする。
2. 前項にかかわらず、法令で保管義務等の定めのある文書等については当該法令の定めに従う。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. お申込者様および当社は、それぞれ相手方に対して、次の各号について表明し保証する。
 - (1) 自らが、過去または現在において、暴力団、暴力団員、過去に暴力団員であった者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力と過去または現在において、次の関係を有していないこと
 - ① 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつ

て反社会的勢力を利用していると認められる関係

- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力しまたは関与している関係
 - (3) 自己の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が、過去または現在において、反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 自己の親会社、子会社または本目的遂行のために自己の業務を委託した第三者が、前3号のいずれにも該当しないこと
 - (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 暴力的行為、詐欺、不当要求、脅迫的言辞を用いる行為
 - ② 相手方の業務を妨害しまたは妨害するおそれのある行為
 - ③ 名誉、信用等を毀損しまたは毀損するおそれがある行為
 - ④ 自らまたは第三者が反社会的勢力である旨を相手方または相手方の関係者に認知させるおそれのある行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
2. お申込者様および当社は、相手方が前項の表明保証に違反した場合には、相手方に対して催告することなく、直ちに本契約を解除することができる。なお、本項に基づき解除した者は、これにより何らの損害賠償責任を負うものではない。
3. お申込者様および当社は、相手方が第1項の表明保証違反該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、これを拒絶する合理的な理由がない限り、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出するものとする。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までにお申込者様および当社いずれからも更新しない旨の通知がない場合には、同一条件で更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第9条（準拠法）

本契約は、日本国法に準拠するものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関し、紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 （協議）

本契約に定めのない事項または本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者間で誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

（以下余白）